

第41回 清瀬市消費生活展

テーマ「コロナと環境」

消費生活センター登録消費者団体の活動紹介のパネル展示と、講演会を行います。☎11月28日(土)午前10時～午後4時 消費生活センター

◆講演会「コロナと環境と暮らし」
ーコロナ危機とシステムチェンジー

☎午前の部＝午前10時～正午、午後の部＝午後1時30分～3時30分 ☎どなたでも。各回先着20人 ☎NGO FoE Japan 満田夏花氏、深草亜悠美氏 ☎11月2日からの平日午前9時～午後5時に電話で消費生活センター ☎042-495-6211へ

市内の住宅工事事業者(職人さん)を紹介します

「家を修繕したいが、どこに頼んだらいいかわからない…」 「浴室が傷んでいるので見積もりをしてほしい…」 など、住宅の修理・改築を考えている方はいませんか。「清瀬市住宅工事あっせん事業協力会」では、市(産業振興課)で受け付けをされた方に、依頼内容に応じて協力会の職人さんを紹介しています。

協力会には、大工・土木・屋根・瓦・水道・電気・畳・左官・建具・ふすま・インテリア・造園・ブロック・シャッターなど、さまざまな工事に携わる職人さんがいます。どんな小さな仕事でも責任をもって施工します。見積もりのみでも相談に応じますので、ぜひご利用ください。☎産業振興課 産業振興係 ☎042-497-2052



消費生活相談の現場から

ペットをめぐるトラブル
ペットは法的にはモノとなります

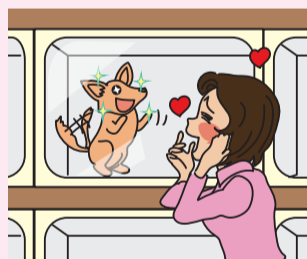
新型コロナウイルス感染症の影響で癒やしが求められているのでしょうか、巣ごもり需要でペットの売れ行きが伸びています。それに伴い、ペットに関する消費生活相談も増加しています。

【相談事例】

ペットショップで犬を購入した。高額なので分割払いにした。条件としてその店独自の生体保障(16万円)がセットになっていた。購入直後から下痢が続き、食欲も無いので店できちんと管理されていたのか疑わしい。店に申し出たら、家での飼育に問題があったかのような発言があり、亡くなった場合は生体保障で同等の犬を提供すると言われた。この子(犬)の代わりに違う犬など考えられない。分割払いを解約して一括払いにするので生体保障も解約したいと申し出たが断られた。

【アドバイス】

ペットを飼っている人にとって、ペットは我が子も同然です。しかしながら、法的にはペットはモノになります。ショップでのペット購入はモノである商品の売買契約となります。ショップは商品のペットを健康な状態



で販売する義務があります。通常の商品は瑕疵(不具合、欠陥)があれば取り替えや返金となりますが、飼い主にとっては受け入れられない話です。今回のケースでは購入後すぐに下痢を起こしているの、見ただけでは分からない健康状態の不具合(契約不適合)があったとして、損害賠償や代金減額を求めることになります。分割払いの解約は、手数料負担で一括払いにすることは可能と思われます。

ペットショップをのぞいたら目が合ってしまった、この子(犬、猫)しかいないと思った、はよく聞かれる話です。

購入にあたっては、ペットを飼う責任について理解し、信用のおける店やブリーダーからワクチン接種の状況や補償条件の説明を受け、契約書面を確認しましょう。

☎消費生活センター ☎042-495-6212(相談専用)

個別耐震相談会を開催

建築士が、個別に木造住宅の耐震に関する相談をお受けします。☎市内に木造住宅を所有する方。先着6人 ☎11月20日(金)午後1時～1時50分、午後2時～2時50分、午後3時～3時50分 ☎生涯学

習センター ☎住宅の図面(お持ちの方)

☎11月2日～16日に、直接窓口または電話でまちづくり課まちづくり係 ☎042-497-2093へ

◆耐震化に関する市の助成

一定の条件を満たした木造住宅の耐震診断及び耐震改修などに対して、費用の一部を助成しています。詳しくはQRコードから市ホームページをご覧ください。



耐震化に関する市の助成についてはこちら(市ホームページ)



耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修をした住宅をお持ちの方は固定資産税の減額の申告を

①耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修減額

定められた条件を満たす耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修を行った家屋については、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度の当該家屋に係る固定資産税額が減額されます(期間内に申告ができず、特段の事情があると認められる場合はこの限りではありません)。

なお、耐震改修または熱損失防止(省エネ)改修が、長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、減額割合が拡充されています。

☎◆耐震改修＝昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、令和4年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう改修工事を行った住宅 ◆バリアフリー改修＝新築された日から10年以上経過した住宅で、令和4

年3月31日までにバリアフリー改修工事を行った住宅 ◆省エネ改修＝平成20年1月1日以前から所在する住宅で、令和4年3月31日までに省エネ改修工事を行った住宅(いずれも一定の要件に該当する場合)

②要安全確認計画記載建築物等の耐震改修家屋の減額

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、令和5年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度から2年間、当該家屋に係る固定資産税額が減額されます。

☎課税課固定資産税係 ☎042-497-2042

ひとり親家庭等医療費助成制度の現況届の提出は11月30日までに

現況届は、年に1度提出していただくことにより、引き続き要件に該当するかを確認するものです。継続して医療証の交付を受けるためには、必ず届け出が必要になります。

令和2年度ひとり親家庭等医療費助成制度現況届を、11月初旬ごろに対象の方へのみ郵送します。(児童扶養手当の現況届とともにすでに提出された方を除く)。

要件に該当する方でも、届け出をしないと医療費助成を受けることができませんので、下記のとおり提出してください(郵送可)。

また、お手続きは、申請者であるご本人のみ可能です。代理の方が手続きすることはできませんので、ご注意ください。

【受付日時】11月30日(月)までの午前8時30分～正午・午後1時～5時(土・日曜日、祝日を除く)

【受付場所】子育て支援課助成係(郵送でも受付可能ですが、清瀬市役所に書類が届いた日が受付日となります。松山・野塩出張所、市民課土曜窓口では受付していません) 【必要書類など】令和2年度ひとり親家庭等医療費助成制度現況届(届出用紙)・対象者(受給者及び助成対象児童)の健康保険証(来庁の場合は、健康保険証の原本を持参してください。郵送の場合は、加入保険証の写しを添付してください)・認定調書(提出が必要な方へのみ該当の調書を送付します)・印鑑(来庁の場合のみ。郵送の場合は、必要箇所に押印のうえ提出してください)

※上記以外にも、状況に応じて書類が必要となる場合があります。☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088